

# 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令の概要

## 1. 改正の趣旨

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者は定期報告を義務付けられており、その報告様式については、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成19年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第3号。以下「定期報告省令」という。）に定められている。

報告様式中には、食品関連事業者が目標の基準とする「基準実施率」の記載欄があり、その基準実施率の計算の根拠となっている数値は、法第3条第1項の規定に基づく、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成19年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「基本方針」という。）において定められており、基本方針の再生利用等実施率の目標（以下「実施率目標」という。）の達成時期は平成24年度までとされている。そのため、再生利用等実施率に係る定期報告省令の様式も平成24年度までとされているところである。

基本方針の見直しは、農林水産省の食品リサイクル小委員会及び環境省の食品リサイクル専門委員会の合同会合での議論の結果、平成25年度内に行う法の施行状況の点検作業を終えてから検討を行うこととされ、平成25年度以降の当分の間は、現行の実施率目標を引き続き目標に据え置くことされたため、定期報告省令の一部を改正する。

## 2. 改正の概要

定期報告省令の別記様式の表10及び表11について、平成25年度以降の定期報告にも対応しうよう、様式及び備考を改める。